

平成29年7月11日
四国地方整備局

登録住宅性能評価機関に対する改善命令について

「住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号。以下「法」という。)」に基づく登録住宅性能評価機関である株式会社愛媛建築住宅センターに対して、国土交通省四国地方整備局が調査等により把握した事実に基づき、本日、下記のとおり、法第21条の規定により改善命令を行いました。

登録住宅性能評価機関は、法第15条第2項の規定により、公正に、国が定める基準に適合する方法により評価の業務を行わなければならない、また、法第21条の規定により、これに違反した場合には、国は必要な措置をとるべきことを命ずることができることとされています。

記

1. 事実関係

(1) 概要

株式会社愛媛建築住宅センターにおいて、国が定める基準に適合する方法によらずに評価を行った設計住宅性能評価書を交付していた事実が認められた。

(2) 対象物件

1棟2戸

(3) 違反の概要

対象物件の設計住宅性能評価において、耐力壁を構成する柱と梁や土台等を接合する金物の選定を誤り、必要な引き抜き耐力を下回る接合方法となっていたことから、構造耐力上必要な耐力壁が不足している状態であったにもかかわらず、評価項目1-1耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)、1-2耐震等級(構造躯体の損傷防止)及び1-4耐風等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)について等級1の性能表示をした設計住宅性能評価書を交付した。

2. 改善命令

法第21条の規定に基づき、株式会社愛媛建築住宅センターに対して、以下の措置を講ずるよう命じた。

(1) 業務改善計画書の提出

国土交通省令に適合する方法により評価を行わなかったことに鑑み、法令遵守を社内に徹底するための業務改善計画書を平成29年8月10日までに四国地方整備局に提出すること。

(2) 業務の実施に関する定期的な報告

評価の業務の公正かつ適確な実施を確保するため、別途四国地方整備局から指示するまでの間、業務改善計画書に基づく各月の業務の実施状況を翌月末までに四国地方整備局に報告すること。

(問合せ先)

四国地方整備局 建政部

都市・住宅整備課

課長

塚本 文

課長補佐

山根 卓也

(087)851-8061 (内線 6161・6182)